

京都スポーツの殿堂委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年10月4日

京都市長 門川 大作

京都市規則第53号

京都スポーツの殿堂委員会規則の一部を改正する規則

京都スポーツの殿堂委員会規則の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条第1項中「委員長」の右に「及び副委員長」を加え、同条第2項中「委員長は、」を「委員長は」に、「定める」を「定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する」に改め、同条第4項中「委員長に」を「副委員長は、委員長を補佐し、委員長に」に改め、「あらかじめ委員長の指名する委員が」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室)